

「電気通信番号政策委員会(第40回)」 ヒアリング資料

2025年7月7日

株式会社NTTドコモ

つながろう。驚きを。幸せを。



- 1 認定基準の追加
- 2 卸元事業者への義務付け
- 3 その他

認定基準の追加

- 電気通信番号の適正使用及び電気通信番号の犯罪利用対策を目的に、「認定基準」を追加することについては、賛同
- 一方で、役務継続性を審査するための書類等については、提出済書類を審査書類等として代替可能にするなど、事業者には過度な負担とならないように整理すべき

項目		論点(案)	弊社意見
1	規律の対象となる電気通信番号の種別	- 固定電話番号 - 特定IP電話番号 - 音声伝送携帯電話番号	➤ 番号指定事業者から卸提供を受けている事業者(例えば、MVNO等)がいることを踏まえれば、種別については、異論無し
2	申請者の役務継続性を審査するための申請書類	これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査	➤ 既に番号指定を受けている事業者が変更申請等を実施する際の申請書類については、これまでの事業実績等を踏まえ、簡素化する等の配慮をいただきたい
3	提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件	- 電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪(累犯を含む。)により処罰された者 - 電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員	➤ 異論無し

卸元事業者への義務付け

- 電気通信番号の適正使用及び電気通信番号の犯罪利用対策を目的に、卸契約の締結・更新時における「卸元事業者への確認義務等の義務付け」については、賛同
- 一方で、「新たに卸契約を締結するみなし認定事業者」は、事業の継続実績等がないことから、確認方法について慎重に検討する必要がある

項目		論点(案)	弊社意見
4	役務の継続性があると認められる要件	a. 事業継続期間は、6ヶ月 b. その他の要件 ✓ 番号使用計画の認定を直接受けている場合 ✓ グループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合 ✓ 役員の中に、認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合	➤ a又はbのどちらかを満たせば 十分であるのであれば、異論無し
5	役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数	卸提供番号数が50番号以下であれば、適用除外とする	➤ 方向性について異論無し
6	確認義務の履行方法	(番号使用計画の認定有無) ✓ 認定事業者→認定証の提示 ✓ みなし認定事業者→番号使用計画及び登録証・届出証の確認等 (役務継続性の確認) ✓ 4の論点毎に、契約書や請求書、認定書、有価証券報告書、登記簿謄本 等	➤ 既に卸契約締結済の事業者や番号認定事業者であれば(4項のa又はbに該当)、確認は比較的容易 ➤ 新たに卸契約を締結する場合(特に、みなし認定事業者)の「その他の要件」及び確認方法については、整理が必要 ・例えば、弊社では卸契約時に「財務状況調査(信用調査機関の信用評価等)」を実施しているため、そのスキーム等が活用できないか

- 卸契約の締結・更新時に卸元事業者として、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定有無や役務継続性の確認を行うことができる範囲は、「卸元事業者と直接、卸契約を締結している卸先事業者」となる。
- 具体的には、1次MVNOに対してはMNOによる確認を行い、2次MVNOについては1次MVNOが確認を実施することが必要となる。

